

第2号様式（第6条第1項）

会議開催案内

第4回境川かわまちづくり推進協議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和6年12月17日

境川かわまちづくり推進協議会  
事務局 都市整備部道路整備課長

1 開催日時

令和6年12月24日（火）午後3時00分～午後5時00分

2 開催場所

浦安市役所 庁舎4階 災害対策本部室

3 議題

- (1) かわまちづくりの取組状況
- (2) 今後のかわまちづくりの進め方について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに会場にお越しください。会場で受付を行います。
- (2) 受付開始時間は、当日午後2時30分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。

6 問い合わせ先

浦安市役所 都市整備部 道路整備課 河川海岸係 担当 河合  
電話 047-351-1111（内線 18254）

傍聴要領

境川かわまちづくり推進協議会  
事務局 都市整備部道路整備課長

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。